



平成 21 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 V Tホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 一穂
(コード番号 7593 名証第2部、大証HC)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 山内 一郎
(T E L 052-203-9500)

第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 22 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

今回発行する本新株予約権付社債には、転換価格の修正条項は付されておられません。従いまして、MS（Moving Strike）型の無担保転換社債型新株予約権付社債ではありませんので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本件新株予約権付社債の募集の目的及び理由

<本新株予約権付社債発行の目的>

当社グループは、積極的なM&A戦略により自動車販売関連事業を中心として事業拡大を果たしてまいりましたが、銀行借入が増加傾向にあることから、当面の経営課題として、財務体質の強化に取り組んでおります。

今回の第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、長期安定的な収益性の向上及び業容の拡大を図っていくためには、借入金の圧縮及び株主資本の充実による財務体質の強化が必要不可欠であるとの判断によるものです。

<転換社債型新株予約権付社債の方法を選択した理由>

転換社債型新株予約権付社債を選択した理由といたしましては、市場環境が不安定な時期において、財務体質の強化を行うという目的に沿うものであることに併せ、転換社債型新株予約権付社債の発行が将来の株式への転換による資本増強を見込んだスキームであることが挙げられます。

また、MS（MovingStrike）型の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行では、想定以上の株式希薄化が進むおそれがあることから、既存株主の利益に配慮し、MS型のスキームを採用していない本新株予約権付社債の発行が適切であると判断いたしました。

また、当社は、本新株予約権付社債発行にあたって、公募増資並びに本件割当先以外に対する新株予約権付社債、株式の第三者割当増資等も検討いたしました。しかしながら、公募増資については市場状況などを勘案し、最良のタイミングであるとの判断にはいたりませんでした。

なお、第三者割当増資等を含め更なる財務体質の強化のための方策については、引き続き検討を進めてまいります。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

300,000,000 円 (283,000,000 円)

ご注意：この文章は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

当社グループは、企業買収や資本提携を含む戦略的提携のために必要となる子会社株式・投資有価証券の取得資金を主に金融機関からの借入金により調達してまいりました結果、総資産に対する有利子負債の依存度は高い水準にあり、有利子負債の圧縮による財務体質の強化が最優先課題となっております。

このような状況の下、当期における長期借入金の返済資金確保の必要性から、売掛金・棚卸資産の圧縮、設備投資の抑制、不動産・投資有価証券等の固定資産の売却などの施策を進めておりますが、上記の差引手取概算額 283 百万円につきましても全額長期借入金返済資金に充当する予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 22 年 3 月期

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行は、経営課題である財務体質の強化に実質的に寄与するとともに、株式の希薄化抑制の双方を実現しつつ、財務体質の改善並びに長期的安定的な収益性の向上及び業容の拡大を通じた株主価値の増大に向けて、必要な資金を調達する為に実施するものです。

このように将来に亘る当社の継続的な事業、及び財務の安定性を企図するものであり、本件資金調達は合理的なものであると判断しております。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
売上高	97,735	107,976	93,430
営業利益	2,820	3,370	2,393
経常利益	2,841	3,059	1,929
当期純利益	△719	1,161	△423
1 株当たり当期純利益（円）	△22.45	34.02	△12.61
1 株当たり配当金（円）	-	6.00	2.00
1 株当たり純資産（円）	215.78	239.59	228.82

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 21 年 7 月 22 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	34,293,693 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	2,592,500 株	7.56%

※上記潜在株式数は、ストックオプションの潜在株式 2,592,500 株によるものです。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	34,293,693 株	100%
転換価額（固定）における潜在株式数の総数	5,853,350 株	17.07%

※上記潜在株式数は、ストックオプションの潜在株式 2,592,500 株及び本新株予約権付社債による割当分の合計となります。

ご注意：この文章は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 最近の株価の状況

※以下①～③の株価は、大阪証券取引所へラクレス市場におけるものであります。

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	479 円	238 円	114 円
高 値	527 円	241 円	158 円
安 値	183 円	92 円	54 円
終 値	240 円	114 円	55 円

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	82 円	65 円	55 円	60 円	79 円	90 円
高 値	83 円	68 円	67 円	94 円	104 円	100 円
安 値	62 円	53 円	52 円	60 円	78 円	77 円
終 値	65 円	55 円	61 円	80 円	91 円	92 円

※7月については、7月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日の直前取引日における株価

	平成21年7月21日現在
始 値	93 円
高 値	93 円
安 値	90 円
終 値	92 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・第三者割当てによる第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成21年8月7日
調 達 資 金 の 額	300,000,000 円 (差引手取概算額 283,000,000 円)
募集時点における発行済株式数	34,293,693 株
当該募集における潜在株式数	当初の転換価額 (92 円) における潜在株式数 : 3,260,850 株
割 当 先	V T グロース投資事業有限責任組合

(6) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・第三者割当てによる自己株式の処分

発 行 期 日	平成19年3月28日
調 達 資 金 の 額	92,800,000 円 (発行価額 : 232 円)
処分時における発行済株式数	32,543,693 株
当該処分による処分株式数	400,000 株
割 当 先	三井住友海上火災保険株式会社 80,000 株、あいおい損害保険株式会社 80,000 株、株式会社損害保険ジャパン 80,000 株、日本興亜損害保険株式会社 80,000 株、東京海上日動火災保険株式会社 80,000 株
当 初 の 資 金 使 途	借入金等の有利子負債の圧縮
支 出 時 期	平成19年3月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当いたしました。

ご注意：この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

・第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成 19 年 3 月 28 日
調 達 資 金 の 額	406,000,000 円 (発行価額 : 232 円) (差引手取概算額 : 396,000,000 円)
募集時における発行済株式数	32,543,693 株
当該増資による発行株式数	1,750,000 株
割 当 先	三井住友海上火災保険株式会社 350,000 株、あいおい損害保険株式 会社 350,000 株、株式会社損害保険ジャパン 350,000 株、日本興 亜損害保険株式会社 350,000 株、東京海上日動火災保険株式会社 350,000 株
当 初 の 資 金 使 途	借入金等の有利子負債の圧縮
支 出 時 期	平成 19 年 3 月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当いたしました。

4. 大株主及び持株比率

募集前 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	
(有)エスアンドアイ	9.03%
三井住友海上火災保険(株)	7.44%
高橋一穂	4.74%
高橋禮子	4.72%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	3.94%
あいおい損害保険(株)	3.59%
(株)損害保険ジャパン	3.59%
日本興亜損害保険(株)	3.59%
東京海上日動火災保険(株)	3.59%
高橋淳子	3.30%

※上記には自己株式 1,724 千株 (5.02%) は含まれておりません。

※今回の本新株予約権付社債の募集分につきましては長期保有を約していないため、今回の新株予約権付社債の募集にかかる潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。

5. 業績への影響の見通し

本件が直接的に当面の業績に与える影響はありません。財務面については、実質的な資本増強となり、財務体質の充実につながるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

発行価額 (額面の 100%) は、新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、本新株予約権付社債に付された新株予約権に内在する理論的な経済価値と、本新株予約権付社債の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件を踏まえて当社が得ることのできる経済的価値とを勘案し、全体として、適切な価額であると判断いたしました。

また、当社の監査役会は、本新株予約権付社債の発行条件は合理的である旨の意見を述べております。

なお、転換価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日 (平成 21 年 7 月 21 日) の大阪証券取引所における当社普通株式の終値 92 円と致しました。

ご注意：この文章は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式数は、34,293,693株であり、本件新株予約権付社債の潜在株式数は3,260,850株であり、全株転換された場合、転換後の発行済株式数に対して8.68%の希薄化が生じます。しかし本新株予約権付社債の発行により、当社グループの経営の安定化を実現するために必要な財務体質の強化が図られるものであり、また、長期安定的な収益性の向上及び業容の拡大を通じた株主価値の増大が見込まれるため、合理的な規模であると判断しております。

また、本新株予約権付社債の転換価額は、株価の変動に伴って修正されず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の効果は、発行時に確定します。よって、本新株予約権付社債の発行は、既存株主様への影響を限定するものであると考えております。

以上の理由から、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 名称	VTグロース投資事業有限責任組合	
② 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業組合	
③ 所在地	東京都文京区本郷二丁目25番地14号	
④ 無限責任組合員	㈱GYAKUSAN（東京都文京区）	
⑤ 出資金の総額	305,020,000円	
⑥ 上場会社と割当先の関係等	上場会社（役員・役員関係者・大株主を含む。）と割当先の間の出資の状況	該当事項はありません。
	上場会社と無限責任組合員の関係	投資案件についてのコンサルティング契約を締結しております。

(2) 割当先を選定した理由

割当先となるVTグロース投資事業有限責任組合の無限責任組合員である㈱GYAKUSANは、株式公開準備のコンサルティングや業務・資本提携のコンサルティング、新規ファンドの組成・運用などを手がけており、対象企業の資金調達を円滑にさせるようにサポートすることで、中長期的に対象企業の企業価値を高めることを目指す企業です。

当社は、㈱GYAKUSANより、平成18年9月の同社設立以来複数回にわたって、上場予定の未公開会社に対する投資の仲介を受けており、同社とのコンサルティング契約においては、成功報酬によりコンサルティングフィーを支払う旨を約しております（現時点では、当社から同社へのコンサルティングフィーは発生しておりません）。

また、同社においては、上場企業に対して、本件と類似のスキームの実施実績もあり、前述の取引関係等において、当社の事業展開に関し適切かつ有益な助言を頂いております。

今回の本新株予約権付社債の発行方法につき、機動的な資本強化を行いたいという当社の考えや資金調達における既存株主様に対する考え方等をご説明したところ、同社より十分な理解を得られたことから、㈱GYAKUSANを無限責任組合員とするVTグロース投資事業有限責任組合を割当先として選定いたしました。

なお、VTグロース投資事業有限責任組合への出資者については、無限責任組合員である㈱GYAKUSANがその出資者との面談等を通じて、その出資者およびその取引先が反社会的勢力との取引関係および資本関係等を有していないことを確認しており、㈱GYAKUSANからも、この度の本新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認しております。

(3) 割当先の保有方針及び転換（行使）制限措置

当社と割当先との間において、本新株予約権付社債に関する継続保有の取り決めはありません。割当先は、本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として交付を受ける当社株式については、当該割当先の判断により第三者に売却することができます。

なお、㈱GYAKUSANには、本新株予約権の権利行使や当社株式の売却等について、市場の状況を十分に鑑みた上で、当社の経営の安定や企業価値の向上を阻害しない、適時適切な意思決定をお願いしております。

以上

ご注意：この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

VTホールディングス株式会社
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

社債要項

本要項は、VTホールディングス株式会社(以下「当社」という。)が平成21年7月22日に開催した取締役会の決議に基づき平成21年8月7日に発行するVTホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 社債の名称 VTホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金3億円
3. 各社債の金額 金1,000万円の1種
4. 各社債の払込金額 金1,000万円(額面100円につき金100円)
5. 社債の利率 年5.0%
6. 新株予約権付社債の券面
本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する本新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
7. 申込期日 平成21年8月7日
8. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日(発行日)
平成21年8月7日
9. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全額をVTグロース投資事業有限責任組合に割り当てる。
10. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 財務上の特約(担保提供制限)
当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に当社が担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了する。
13. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付し、平成22年2月7日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月7日及び8月7日の2回に各々

ご注意：この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

その日までの前半ヶ年分の利息を支払うものとし、最終の利払期日は償還期日とする。

- (2) 半ヶ年に満たない期間につき利息を計算するときは、実日数について1年365日の日割をもってこれを計算する。
- (3) 第(2)号にかかわらず、第1回の利払期日までに本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、これを付さない。また、第1回の利払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払期日後はこれを付さない。
- (4) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 償還期日後は本社債には利息を付さない。但し、償還期日(第14項第(1)号に定める満期償還日のほか、同項第(2)号に定める任意償還期日および同項第(3)号に定める繰上償還期日を含むものとする。)に弁済の提供がなされなかった場合には、当社は、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日まで、第5項所定の利率による遅延損害金を支払う。かかる遅延損害金は社債権者の請求があり次第支払われるものとする。
- (6) 本社債の利息の支払場所は、第24項「元利金支払事務取扱者」記載のとおりとする。

14. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、平成24年8月7日(以下「満期償還日」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(2)号及び第(3)号に定めるところによる。
- (2) 当社は、平成22年8月7日(当日を含む。)から平成24年8月6日(当日を含む。)までの間のいずれかの日(以下「任意償還期日」という。)に、当該時点で残存する本社債の全部または一部を、各本社債の額面100円につき金120円の割合で、任意償還期日まで(当日を含む。)の経過利息とともに繰上償還することができる。当社は、当該時点で残存する本社債の一部を償還する場合には、抽選により決定するものとする。また、当社は、当該時点で残存する本社債の全部を償還する場合には、任意償還期日の30日前までに、繰上償還を行う旨および任意償還期日を本社債の社債権者に対して公告するものとし、また、当該時点で残存する本社債の一部を償還する場合には、当社は、任意償還期日の30日前までに、本社債の社債権者に対し、繰上償還を行う旨、任意償還期日及び繰上償還の対象となる本社債を通知するものとする。
- (3) 当社が第18項に定める組織再編行為をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、当該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日(以下「組織再編等繰上償還期日」という。)に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を額面100円につき金100円の割合で、繰上償還期日まで(当日を含む。)の経過利息とともに繰上償還することができる。この場合、当社は、組織再編等繰上償還期日の30日前までに、当該決議をした旨、繰上償還を行う旨および組織再編等繰上償還期日を本社債の社債権者に対して公告するものとする。
- (4) 本社債の償還金の支払場所は、第24項「元利金支払事務取扱者」記載のとおりとする。
- (5) 償還(本項第(2)号及び第(3)号に規定する繰上償還を含む。)をなすべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

15. 新株予約権の内容等

- (1) 本社債に付された本新株予約権の総数
本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。
- (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みをすることは要しない。

ご注意：この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を移転(以下、当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(6)号(ロ)記載の転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成21年8月7日から平成24年8月6日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、①本社債が第14項第(2)号または第(3)号により繰上償還される場合には当該繰上償還の対象となる本社債に付された新株予約権について任意償還期日または組織再編等繰上償還期日の10銀行営業日前の日まで、②当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日までとする。上記いずれの場合も、平成24年8月6日より後に行使請求することはできない。さらに、当社が第18項に定める組織再編行為を行うために本新株予約権の行使を停止する必要があると当社が判断した場合、本新株予約権は、当社が合理的に定める期間(当該期間は30日を超えず、かつ当該組織再編行為の効力発生日の14日後の日以前に終了するものとする。)において行使することができないものとする。この場合、当社は、当該期間が開始する30日前までに必要な事項につき本新株予約権の新株予約権者に対し公告を行う。
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
(イ) 本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、その価額は本社債の払込金額と同額とする。
(ロ) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額は、当初92円(以下「転換価額」という。)とする。ただし、本項第(8)号に定めるところに従い転換価額を調整することがある。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から、本号①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

ご注意： この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(8) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(9)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの} \text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

(9) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(10)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。調整後転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ② 当社普通株式の株式分割または普通株式の無償割当てをする場合。調整後転換価額は、当該株式分割または無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。
 - ③ 本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社によって取得される証券(権利)もしくは当社に対して取得を請求することができる証券(権利)または本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けすることができる新株予約権の交付と引換えに当社によって取得される証券(権利)もしくは当社に対して取得を請求することができる証券(権利)、または行使することにより本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けすることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行または付与されるものを除く。)。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- (10) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株

ご注意：この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
 - ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、その後新たに転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (11) 本項第(9)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を吸収合併存続会社とする合併、会社分割または当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (12) 本項第(8)号乃至第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債の社債権者は、所定の行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに署名または記名捺印したうえ、第15項第(4)号の行使期間中に第25項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第25項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得る経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

18. 組織再編行為における取扱

- (1) 当社は、当社が吸収合併もしくは新設合併により消滅すること、当社が吸収分割会社もしくは新設分割会社となる吸収分割もしくは新設分割を行うこと、または当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(これらの吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を、以下「組織再編行為」と総称する。)を当社の株主総会で決議した場合、当社は、本号①ないし③に定める各会社(以下「承継会社」と総称す

ご注意： この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る。)をして、当該組織再編行為の効力発生日において、残存する本新株予約権付社債の社債権者に対して、本新株予約権に代わり、新たに次に定める新株予約権を交付させることができる。

- ① 吸収合併または新設合併の場合
吸収合併存続会社または新設合併設立会社の新株予約権
 - ② 吸収分割または新設分割の場合
吸収分割承継会社または新設分割設立会社の新株予約権
 - ③ 株式交換または株式移転の場合
株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社の新株予約権
- (2) 本項第(1)号により新たに交付する新株予約権(以下「新規交付新株予約権」という。)の条件は、以下の通りとする。
- ① 新規交付新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新規交付新株予約権の目的である株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - ③ 新規交付新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、第15項(3)号に準じて決定する。
 - ④ 新規交付新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及び価額
当該財産の内容は、組織再編行為によって承継された本社債とし、その価額は当該本社債の額面100円につき100円とする。
 - ⑤ 新規交付新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新規交付新株予約権の取得の事由
新規交付新株予約権の取得の事由は定めない。
 - ⑦ 本号①ないし⑥に定める条件のほか、新規交付新株予約権の条件については、本項第(3)号に規定する新たな新株予約権付社債の経済的価値が、組織再編行為の効力発生日における本新株予約権付社債の経済的価値と実質的に同一になるよう、これを定めるものとする。
- (3) 本項第(1)号により新規交付新株予約権を交付する場合、組織再編行為の効力発生日において本新株予約権は消滅し、新規交付新株予約権を組織再編行為により承継会社に承継される本社債に付して、新たな新株予約権付社債とするものとする。

19. 株式の交付方法

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う当社定款の定めに従い、株券を発行しない。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従って新規記録され、または振替えられる。

20. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次に定めた事実が発生した場合、本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が第12項、第13項または第14項第(2)号もしくは第(3)号の規定に違背した場合。
- (2) 当社の解散を当社の株主総会が決議した場合。
- (3) 当社につき破産手続開始の申立てその他の当社が破産、債務超過または一般的な債務履行不能状態に陥ったことを宣言する手続の申立てがあった場合。

ご注意：この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

21. 社債の社債権者に通知する場合の公告方法

本社債の社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法により行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとする。
- (2) 本社債の社債権者集会は名古屋市においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第21項に定める公告に関する費用
- (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用

24. 元利金支払事務取扱者および支払場所

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
VTホールディングス株式会社 名古屋事務所

25. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

26. 申込取扱場所

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
VTホールディングス株式会社 名古屋事務所

27. 上場申請の有無

なし。

28. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

ご注意：この文章は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約付社債の発行に関して、一般に公表する為の記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。